

令和 7 年 8 月 砺波広域圏事務組合議会総務常任委員会会議録

1 委員会日程

日程第 1 議案第 10 号、令和 6 年度砺波広域圏事務組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、並びに報告第 5 号及び報告第 6 号、砺波広域圏事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について外 1 件、並びに認定第 1 号及び認定第 2 号、令和 6 年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について外 1 件

日程第 2 閉会中の継続審査について

1 本日の会議に付した事件

委員会日程に同じ

1 開議及び閉議の日時

令和 7 年 8 月 21 日 午後 4 時 20 分

令和 7 年 8 月 21 日 午後 4 時 24 分

1 出席委員（12 名）

1 番 小西 十四一	2 番 山本 篤史	3 番 有若 隆
4 番 石川 弘	5 番 川辺 一彦	6 番 島崎 清孝
7 番 水口 秀治	8 番 榊 祐人	9 番 蓮沼 晃一
10 番 今藤 久之	11 番 才川 昌一	12 番 片岸 博

1 欠席委員（0 名）

なし

1 説明のため委員会に出席した者の職、氏名

管 理 者	夏野 修	副 管 理 者	田中 幹夫
監 査 委 員	須河 透	会 計 管 理 者	三井 麻美
事 務 局 長	菊池 紀明	水 道 事 業 所 長	山道 久功
総 務 課 長	金岩 克	クリーンセンターとなみ所長(兼)	菊池 紀明
南砺リサイクルセンター所長	林 真郷	水道事業所業務課長(兼)	山道 久功
水道事業所工務課長	齋藤 司	総 務 課 主 幹	高田 英輝
総 務 課 副 主 幹	瀧口 純三	水道事業所水質検査室主幹	亀田 栄治
クリーンセンターとなみ主幹	式部 純一		

1 委員会の経過

午後4時20分 開会

○委員長（榊君） ただ今から、総務常任委員会を始めたいと思います。

本日は、管理者をはじめ当局の皆さん、そして委員の皆さんには、ご出席を賜りありがとうございます。

委員会の進め方につきましては、お手元の次第のとおり予定いたしております。

また、発言者は挙手の上、委員長の指名により発言をお願いいたします。

まず、付託議案の審査を行い採決ののち、閉会中の継続審査についてお諮りし、その後、せっかくの機会でありますので、ご意見などがありましたら意見交換を願いたいと存じております。

それでは、本定例会において、当委員会に付託されましたのは、議案1件、報告2件及び認定2件であります。

これより、議案第10号、令和6年度砺波広域圏事務組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について並びに報告2件及び認定2件についてを議題といたします。

なお、議案説明会で一通りの説明を受けておりますので、これより直ちに質疑に入ります。質疑の後に関連する議案ごとに採決を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（榊君） よろしいですか。質疑はないようでありますので、質疑はこれで終わります。

○委員長（榊君） これより採決を行います。議案第10号の剰余金の処分については、決算認定の後に採決をいたします。

なお、本会議では資料と同じく議案の後に報告、認定の順で審議が行われるもので、本会議での委員長報告も資料通りの順で行います。

まず、報告第5号及び報告第6号、砺波広域圏事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について外1件について を採決いたします。

原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榊君） 挙手全員であります。

よって報告第5号及び報告第6号については、原案のとおり承認することに決しました。

○委員長（榊君） 次に、認定第1号及び認定第2号、令和6年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について 外1件を採決いたします。

原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榊君） 挙手全員であります。

よって認定第1号及び認定第2号は、原案のとおり認定することに決しました。

○委員長（榊君） 次に、議案第10号、令和6年度砺波広域圏事務組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について を採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榊君） 挙手全員であります。

よって議案第10号については、原案のとおり可決することに決しました。

○委員長（榊君） 以上で、付託議案の審査は終了いたしました。

○委員長（榊君） 本委員会の審査過程と結果につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（榊君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

○委員長（榊君） 次に、本常任委員会の所管事項について、閉会中もなお継続して審査する必要がありますので、会議規則第69条の規定により、閉会中の継続審査として申し出をすることといたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（榊君） ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

○委員長（榊君） なお、せっかくの機会でございますので、その他にご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（榊君） ご意見がないようですので、以上で総務常任委員会を閉会いたします。皆さんどうもご苦労様でした。

午後4時24分 閉会

令和7年8月22日

委員長

榊 祐人